

平成 24 年度中井町地域公共交通体系再編計画業務委託仕様書

中井町地域公共交通会議

1 業務の名称

平成 24 年度中井町地域公共交通体系再編計画業務委託

2 業務場所

中井町内全域

3 業務の目的

平成 23 年度に実施した生活交通利用実態・意向把握調査により得られた生活交通を取り巻く課題や利用意向をもとに、町の公共交通を総合的かつ一体的に推進するための行動指針を定める地域公共交通総合連携計画や具体的な運行形態の検討を行う生活交通ネットワーク計画を策定することを目的とした中井町地域公共交通体系再編計画業務を円滑に遂行するため、交通コンサルタント業者に支援を委託する。

4 履行期間

契約の日から平成 25 年 3 月 29 日（金）までとする。

5 委託業務の内容

(1) 新たな公共交通システム運行基本計画調査（案）の策定

生活交通に関する基本方針や公共交通網の基本的な考え方、持続可能な生活交通のあり方を明確にしたうえで、新公共交通システムの運行方式、ダイヤ、運賃、事業収支等を検討する。検討にあたっては地区懇談会、地域説明会を開催する。

(2) 利用促進方策及び実現化方策の検討調査

まちづくりと連携した公共交通の利用促進策や自家用車から公共交通への転換促進、住民参加による支援体制など利用促進方策及び実現化方策の検討を行う。

(3) 実証調査の実施

デマンド型交通システムの実証調査（約 2 カ月間）を実施し、利用者意見や利用実績等を計画策定に反映させ、新たな公共交通システムの導入を検証する。

(4) 地域公共交通総合連携計画（案）及び生活交通ネットワーク計画（案）の策定

上記の検討結果を整理し、中井町地域公共交通総合連携計画（案）及び生活交通ネットワーク計画（案）を作成する。

(5) パブリックコメント実施の支援

地域公共交通総合連携計画及び生活交通ネットワーク計画の素案について、パ

ブリックコメントを実施し、町民意見を聴取する。

(6) 中井町地域公共交通会議の開催支援

上記協議をおこなうため、中井町地域公共交通会議を5回程度開催する。

6 打ち合わせ等

(1) 打ち合わせ

受託者は、常に発注者と緊密な連絡を取り、適宜、十分な打ち合わせを行うとともに作業の途中で報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

(2) 関係官庁との協議

受託者は、関係官庁等との協議を必要とするとき、または協議の要請を受けたときは誠意をもってこれにあたり、その内容を遅滞なく報告しなければならない。

7 提出書類

本業務の実施にあたり、下記の書類を提出するものとする。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

(1) 業務着手時

- ①業務着手届
- ②業務計画書
- ③業務工程表
- ④現場代理人等選定届
- ⑤主任技術者、現場代理人経歴書

(2) 業務完了時

- ①業務完了届
- ②成果品
- ③納品書
- ④請求書

8 成果品

本業務の成果品及び提出部数は次のとおりとする。

(1) 業務報告書 各50部

(2) 上記報告書の電子データ（CD-RまたはDVD-R1枚）

ワードまたはエクセル形式及びPDF形式の両方を1枚に収めること。

9 業務の補償

本業務の遂行にあたっては十分な注意を払うとともに、業務中に生じた諸事故または第三者に与えた損害については、すべて受注者の責任において解決するものとし、

その経過については発注者に速やかに報告するものとする。ただし、実証運行に係る部分についてはこの限りではない。

10 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了前に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品審査において訂正を指示された箇所については、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

11 成果の帰属

本業務で得られた成果品（報告書等の印刷物、図面の著作権、解析及び集計データ）はすべて本交通会議に帰属するものとし、発注者の許可なしに他に公表、貸与または使用してはならない。

12 引渡し

成果品審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、発注者の検査をもって業務完了とする。

13 個人情報の保護

業務に関して知り得た個人情報は、すべて中井町地域公共交通会議が保有する個人情報であり、本交通会議の許可なく複写、複製または第三者に提供してはならない。また、業務完了後は、電子データを含む個人情報のすべてを本交通会議に提出するものとする。

14 その他

- (1) 本委託業務は、本仕様書のほか、契約書等に基づき実施することとする。
- (2) 成果品に文献資料を用いる場合は、著作権侵害等に注意し出典等を明記する。
- (3) 受託者は、本仕様書に明記された事項及び明記されていない事項について疑義が生じた場合は、速やかに事務局と協議し、委託者の指示の下、業務を円滑に遂行することとする。

15 連絡先

中井町地域公共交通会議事務局

〒259-0197 中井町比奈窪 56 番地 電話 0465-81-1112